

I 調査事績の概要

1 令和5事務年度における法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人2,286件（前年対比89.2%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,672件（同92.3%）、その申告漏れ所得金額は267億66百万円（同115.1%）、追徴税額は58億59百万円（同107.5%）となっています。

（注）1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項 目		事務年度等		令和4		令和5	
				件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件	%	2,564	176.6	2,286	89.2
非 違 が あ っ た 件 数	2	件	%	1,812	159.9	1,672	92.3
うち不正計算があった件数	3	件	%	634	153.9	578	91.2
申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	百万円	%	23,245	141.8	26,766	115.1
うち不正所得金額	5	百万円	%	12,262	102.4	12,849	104.8
調 査 に よ る 追 徴 税 額	6	百万円	%	5,448	142.6	5,859	107.5
うち加算税額	7	百万円	%	1,035	134.3	1,096	105.9
不 正 発 見 割 合 (3/1)	8	%	ポイント	24.7	▲ 3.7	25.3	0.6
調 査 1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (4/1)	9	千円	%	9,066	80.3	11,708	129.1
不 正 1 件 当 た り の 不 正 所 得 金 額 (5/3)	10	千円	%	19,340	66.5	22,231	114.9
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (6/1)	11	千円	%	2,125	80.7	2,563	120.6

（注）調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、法人消費税について、2,208件（前年対比88.7%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,256件（同91.9%）、その追徴税額は30億円（同124.1%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	2,489	175.2	2,208	88.7
非 違 が あ っ た 件 数	2	1,367	153.4	1,256	91.9
うち不正計算があった件数	3	526	154.7	465	88.4
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	2,417	99.4	3,000	124.1
うち不正計算に係る追徴税額	5	1,451	106.3	1,693	116.7
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6	971	56.8	1,359	139.9
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7	2,758	68.7	3,641	132.0

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 令和5事務年度における源泉所得税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、2,673件（前年対比90.6%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は830件（同101.1%）で、その追徴税額は14億7百万円（同135.6%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数（給与所得）	1	149,872	100.1	148,003	98.8
実 地 調 査 件 数	2	2,949	175.2	2,673	90.6
非 違 が あ っ た 件 数	3	821	132.2	830	101.1
うち重加算税適用件数	4	181	140.3	203	112.2
調 査 に よ る 追 徴 税 額	5	1,037	113.0	1,407	135.6
うち重加算税適用追徴税額	6	701	134.1	698	99.5
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額	7	352	64.5	526	149.4

(注)源泉徴収義務者数(給与所得)は事務年度末(翌年6月30日)現在で集計しています。

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。